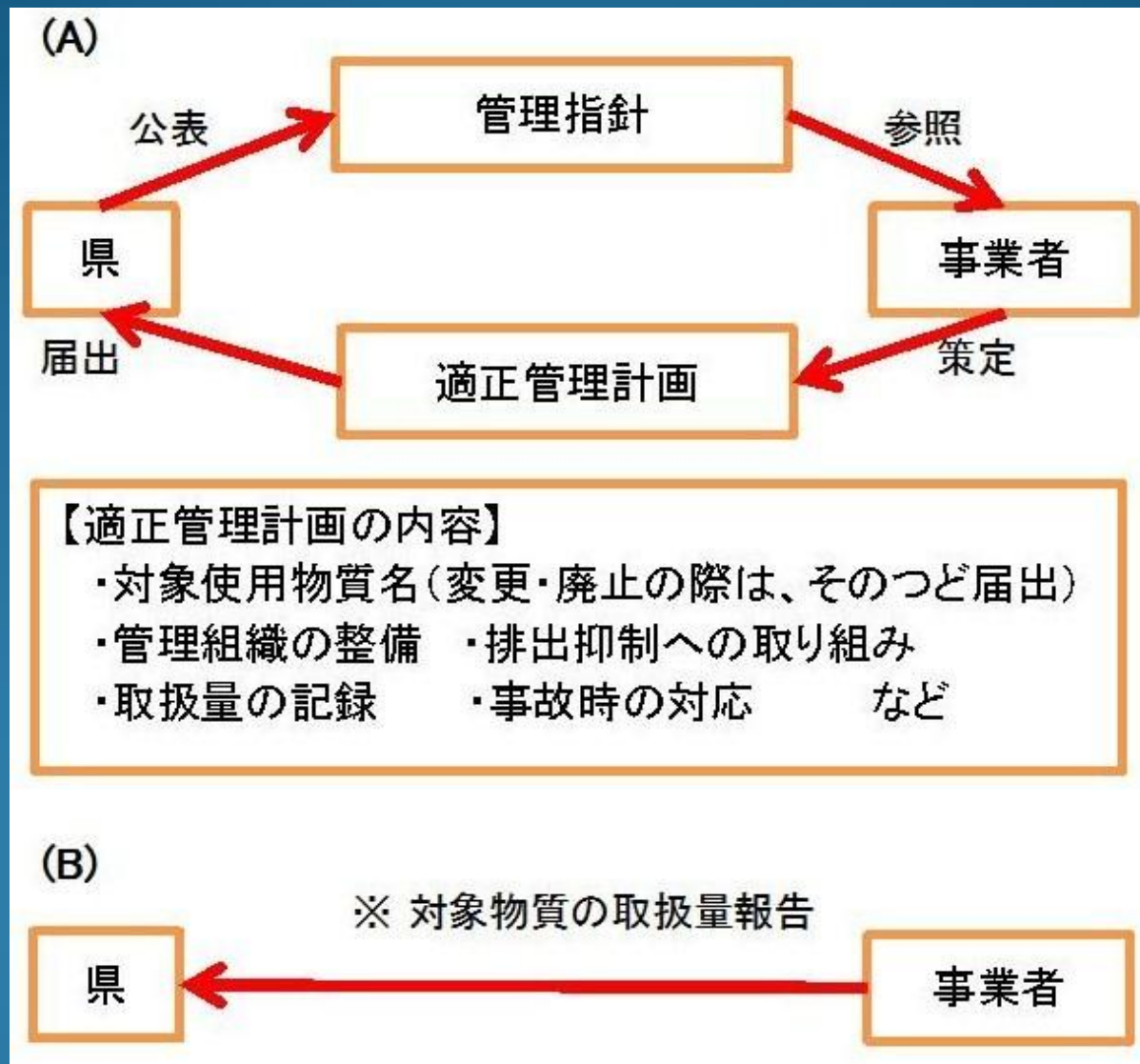


■ 条例改正のイメージ



■改正条例の要点2の内容

化学物質に対する県民の理解を深めるため普及啓発について、県の努力義務を規定。



啓発イベント例

ぐんまウオーターフェア(平成24年7月27～29日)

環境フェスティバル(平成24年11月3日)

■ 条例の対象となる化学物質（特定指定物質）

水道水への影響が大きい化学物質として「水道水質基準」があり、水道水質汚濁防止法の指定物質でもある11物質を選定。

水道水質基準 50物質（項目）				ホルムアルデヒド* 前駆物質
その他		【水道水質汚濁防止法】 有害物質	【水道水質汚濁防止法】 指定物質	
19項目	4物質	17物質	10物質	HMT 1物質
pH、一般細菌、大腸菌、ナトリウム、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、シエオキシン、2-メチルイソホルネオール、非イオン界面活性剤、TOC、味、臭気、色度、濁度	ジブプロクロロメタン、総トリクロロメタン、ブプロシクロロメタン、ブプロホルム	鉛、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン、ふっ素、ほう素、四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン、シクロクロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジシクロヘキサン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ホルムアルデヒド*、クロロホルム、アルミニウム、塩素酸、臭素酸、マンガニン、鉄、銅、亜鉛、フェノール	ヘキサメチレンテトラミン
クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、				
塩素消毒による消毒副生成物質や家庭からの生活排水、停滞性水域でのプランクトン類に由来するものなど、工場・事業場等における化学物質の規制に馴染まないもの等 ↓ 今回の条例改正により普及啓発について県の努力義務を規定	【水道水源法で対応】 ・副次的生成物質による利水障害の防止が困難な地域を指定水域・指定地域として大臣指定。 ・都道府県知事は指定水域の水質保全に関する計画を策定。 ・都道府県知事は、副次的生成原因物質に係る排水基準等を定め、遵守されない時は必要な措置を勧告・命令。 ・現在、全国で指定水域は存在していない。	【水道水質汚濁防止法による義務】 ○通常時 ・排水基準の遵守義務 ・測定義務 ・特定施設の設置の届出義務 ・地下浸透水の浸透の制限 ・施設の構造基準の遵守義務 ・施設の定期点検の実施義務 ○事故時の措置 ・事故発生時の応急措置 ・事故発生時の都道府県への報告義務	【水道水質汚濁防止法による義務】 ○通常時 規定なし ↓ 今回の条例改正により届出制度等を創設する	
				【水道水質汚濁防止法による義務】 ○事故時の措置 ・事故発生時の応急措置 ・事故発生時の都道府県への報告義務

*水道水が満たさなければならない基準であり、水道事業者等に検査の義務が課されている。

**水道水質汚濁防止法の特定施設においては、pH、フェノール、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン（すべて生活環境項目）について、排水基準、測定・届出・事故時の措置が義務づけられている。

■ 条例の対象となる化学物質(特定指定物質)

- ①ホルムアルデヒド
- ②クロロホルム
- ③アルミニウム及びその化合物
- ④塩素酸及びその塩
- ⑤臭素酸及びその塩
- ⑥マンガン及びその化合物
- ⑦鉄及びその化合物
- ⑧銅及びその化合物
- ⑨亜鉛及びその化合物
- ⑩フェノール類及びその塩類
- ⑪ヘキサメチレンテトラミン

■ 条例の対象となる事業者の要件

(特定指定物質取扱事業者)

- (1) 特定指定物質のいずれかについて、工場・事業場において年間500キログラム以上の取り扱い(製造・貯蔵・使用・処理)があること。
- (2) 工場・事業場において、施設の破損その他の事故が発生した場合、特定指定物質を含む水が公共用水域に排出されるおそれがあること。